

## 牛寺 許少 金録

第十九卷第八號 昭和八年八月

## 扶壁式池壁

(特許第101163号 特許権者(発明者) 熊川信之氏)  
 (出願昭和6年1月16日 公告昭和8年2月10日 特許昭和8年5月17日)

本發明は扶壁の高低を問はず扶壁内の孰れの點に於ても垂直應應力を許容應力に等しくすると同時に、任意基底面の水平垂直分力比が滑動防止の爲の定比に合致する扶壁の幅及び厚さを確實に且つ容易に見出すことに依つて合理且つ經濟的な扶壁式池壁を得んとするものである。

この目的を達し得る扶壁の理論的上流側面形狀即ち池壁受水壓面の垂直横断面曲線は水壓及び扶壁の重量を荷重とすると

$$y = \frac{z}{m} \left( 1 - \frac{w}{4\sigma} z \right) \quad 0 < z < 2\sigma/w$$

但し  $y$  = 受水壓面の垂直横断面形狀をあらはす横距

$z$  = 水深をあらはす縦距

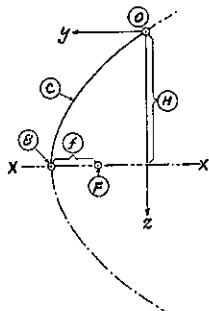
$w$  = 扶壁の単位重量

$\sigma$  = 許容垂直應應力

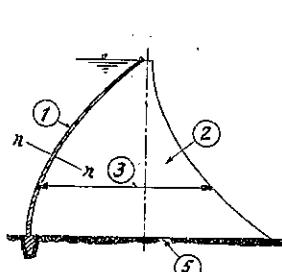
$m$  = 水平垂直分力の定比

この曲線は長さ  $m\sigma/w$  を焦點距離とする抛物線であつて(第一圖(F)は其の焦點)抛物線の主軸 X-X からの縦距  $H$  が  $2\sigma/w$  なる點(0), 即ち  $z=0$  に始まり抛物線の頂點(B)即ち  $z=2\sigma/w$  に至り本池壁は實施上最高限度に達するものである。斯くて本發明は、從來上流側面形狀として平斜面を採用し來つたのに對して、抛物

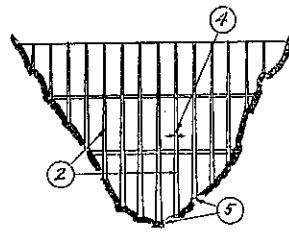
第一圖



第二圖



第三圖



線状の曲斜面を採用するものである。次に、扶壁の幅(第二圖(3))及び厚さ(第三圖(4))は通常の  $m$  の値に比して殆んど高さに比例する直線變化を爲す、即ち次式に依つて與へられる。

$$\text{幅 } b = \frac{1}{m} z, \quad \text{厚さ } t = \frac{VL}{2\sigma} z$$

但し  $V$  = 水の単位重量

$L$  = 扶壁の徑間

斯くて扶壁の上流側面形狀、幅及び厚さが定められる。

## 粘土層壁の硬化處理法

(特許第 101202 號 特許権者(発明者) 門倉三能氏  
 出願昭和7年3月29日 公告昭和8年1月18日 特許昭和8年5月20日)

本發明は簡単な操作に依つて隧道、坑道の粘土層壁若くは隧道、坑道、ダム、築堤等の作業中粘土層を挿在する断層に際會した時の粘土層壁を極めて經濟的に硬化處理し工事を容易ならしめ、其の崩潰、盤膨れ(パンブクレ)を防ぎ且つ水の湧出を防止せんとするものである。

従来は斯かる粘土層壁に際會した場合には坑内にあつては厚くセメントを塗り、更に鐵材又は木材を多量に使用し、又ダム築堤にあつては断層ある河底の殆んど全面をセメントを以て厚く塗布してゐたが、何れも多大の経費を要し而も充分其の目的を達し得なかつた。

本發明は粘土層に多數の小孔を設け其の小孔及び粘土壁にオキシ・アセチレン瓦斯の如き高熱の火焔を強く吹き付けて熱し、其の表面を略々陶化状態とし、小孔にセメントを詰め次に粘土層壁の表面にセメントを塗り密着せる硬壁を造るものである。

粘土層及び小孔は火焔に依つて加熱せられた時は初め膨脹するが續いて収縮し、略々其の表面は陶化状態となり數多の細い割目を生ずる故に、次いで施すセメントは粘土層と極めてよく密着し、後日に到つて粘土層壁の崩潰、盤膨れ又は龜裂を生ずる恐れがなく從つて薄いセメント層で永年の使用に堪えることが出来るのである。

## 河川用杭打兼蛇籠工の改良

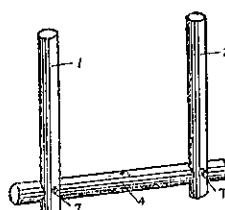
(特許第 101321 號 特許権者(発明者) 山下榮氏  
 出願昭和7年3月1日 公告昭和8年1月20日 特許昭和8年5月29日)

本發明は河川用杭打工、牛枠類及び蛇籠護岸と同等以上の効果を有し、而も困難なる杭打作業を省き、且つ蛇籠と枠杭とを相互に連結せしめて屈撓性に富む低廉なる工法を得んとするものである。

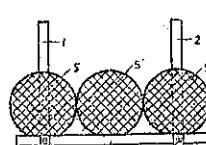
この目的の爲に本發明は、第一圖の如き枠杭を使用するものであつて、これが實施状態は第二圖乃至第六圖に明かである。

本發明は斯くの如き工法であるから、其の床工なる蛇籠と露出杭體とは相俟つて水流に抵抗し河底又は河岸を保護するものであつて困難なる杭打作業を要せず、しかも杭打に於ける地下根入の杭材料を節約する事が出来る。一面牛枠類に比較して下部構造を省略し得、併せて水流の抵抗を全面に涉り均整ならしめる。而して蛇籠と枠杭

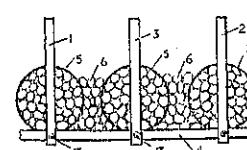
第一圖



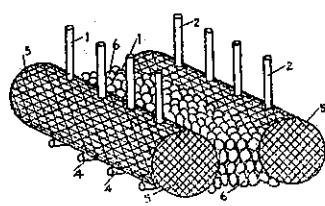
第二圖



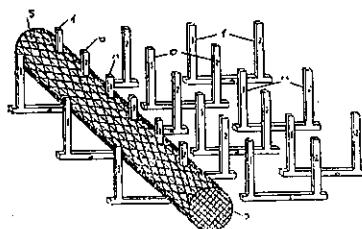
第三圖



第四圖



第五圖



第六圖



とは相關聯して互に移動を防ぎ、且つ任意面積に長さ及び幅を連續擴大する事が出来る。又後日工事不用となつた場合杭打工の如く除却困難でなく簡単迅速なる利點がある。

## 路面を切り開くこと無くして路下式隧道を建築する方法

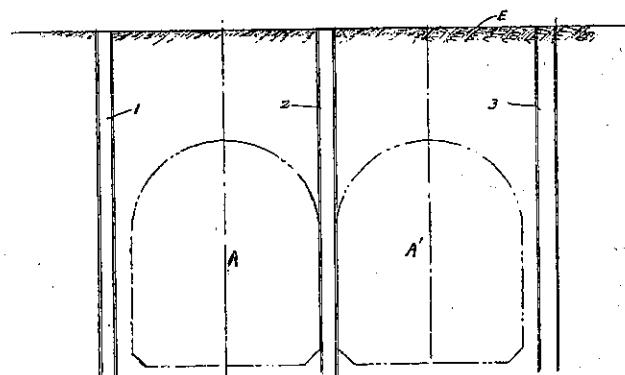
(特許第 101398 號 特許権者(発明者) 小野 諒 兄氏  
出願昭和5年7月22日 公告昭和6年9月11日 特許昭和8年6月1日)

本發明は其の名稱に示す如く路面を切り開くこと無くして路下式隧道を建築する方法であつて、従つて既に完成せる路面の損傷が極めて少く又地下埋設物には何等の影響を與へず、且つ路面交通の妨害及び土砂崩壊の危険が全く無く、而も工費至廉なることを得るものである。

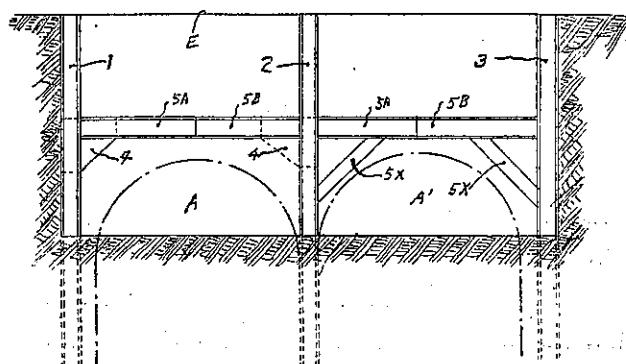
本工法を斷面に就て順次説明すると第一圖の如く、先づ將來隧道の側壁の主要構材となる鐵又は鋼製の柱杭 1, 2, 3 を地表から隧道の中心線を挟んで適當の間隔を距てて打ち込む。次に隧道新設の場合には其の起點に於て第二圖の如く地表から昇降口を掘り下げて將來該隧道の頂部となるべき所の附近まで達し、前記の柱杭 1, 2, 3 に豫め運搬し易き様に數個に分割して持ち込んだ支持横材 5A, 5B を任意の方法で現場で組立てながら取附けるものである。

第四圖以下の圖例の如く拱材(拱状の組立横材)を使用する場合は第三圖左側に示す如き連結法を探るを便利とする。第四圖に示す拱材の組立は現場で行ふものであつて、先づ中央部から順次側方に接續組立てて一端部の組片をガセット・プレートに適當の手段に依つて固定し、最後に他端の組片

第一圖

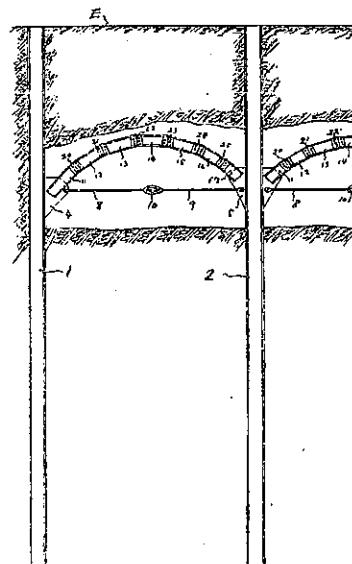
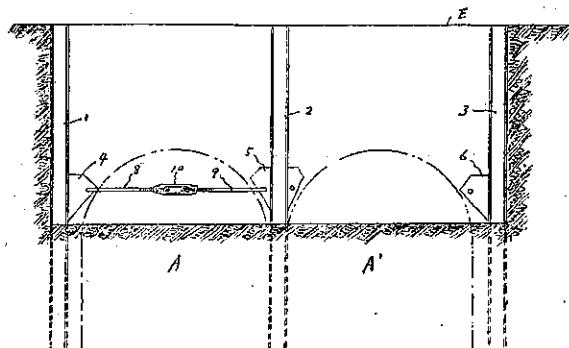


第二圖



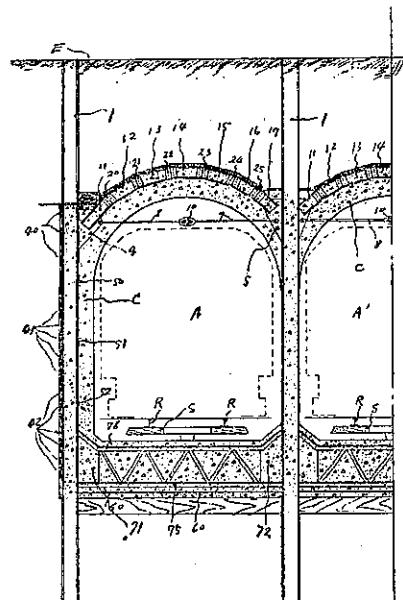
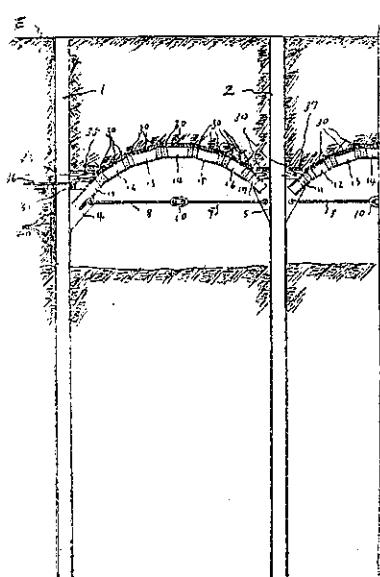
第四圖

第三圖



第五圖

第六圖



を同様に固定するのである。

(斯くて組立てられた骨組は通常の隧道作業に見られる單なる假枠でなく、將來の完成の際本工事の骨組となるものである)。今この骨組を暫く假枠として用ひ第五圖に示す如く拱材の上に土止め用矢板 30 を並べて隧道の方向に稍よ斜上方に向けて打ち込む。又枕材 31, 33, 34 を置いて矢板 35, 36, 37 及び側方矢板 40 を打ち、隧道頂部を扁平に掘進して次の杭柱に達せしめる。斯くて再び杭柱に於て前述の如き方法で第二の骨組を構成し、之を假

枠の如く使用し、前記の如く矢板を打つて順次第三以下の杭柱の組に到るのである。

一方後方部分は骨組内の土砂を除去して切開き作業を行ひ、第六圖の如くに隧道を完成せしめるのである。

## 重 力 自 動 転 卸 索 道

(特許第 101366 號  
出願昭和7年9月20日)

特許権者 大林組  
公告昭和8年3月6日

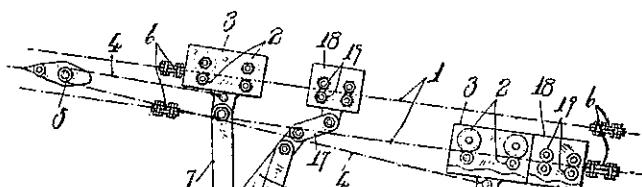
発明者 漢 太八氏  
特許昭和8年6月1日

本發明は所要の場所で搬器を覆し自動的に荷卸しをなす架空運搬器を得んとするものである。

圖面に示す如く若干傾斜して設けた二條の軌條1の上に夫々上下2對の滑車2を介して沿はしめた支持枠3を支持しこの2個の支持枠は第一圖最左端にある軸5に依つて懸けられた索條4に依り連結されてゐる。索條4を移動させると2個の支持枠3が各軌條1の衝止片6間を互に反対方向に運行する。各支持枠は夫々2條の垂桿7を垂下し、其の一方の垂桿の下端は鉤形に屈曲し搬器8の一側の吊紐を支持する、他側の吊紐10は吊鉤11に依つて支持される支持枠3の右に畫かれた可動副枠18は常に自重に依つて支持枠との間に適當の間隔を保ち、下方の衝止片に接觸支持せられる場合だけ支持枠と接近する如くなつてゐる。支持枠と可動副枠が適當の間隔を保つてゐる時は吊鉤11が摺動片14に壓せられて水平の位置を保ち、兩枠が接近する時は垂直状に伏し吊紐10を自ら下方に外すのである。

(右方の搬器参照)。故に下方の衝止片を荷卸しすべき位置に取付け、上方の衝止片を積荷する場所に近い位置に取付けることすれば搬器8は下方の衝止片の位置で自ら覆り自動的に荷卸しをするものである。

第一 圖



第二 圖

